

一般社団法人日本神経学会クレジット認定基準

平成25年4月13日改正

- 1 日本神経学会会員の生涯教育において有益であると認められる本学会以外の学会、研究会などの団体が主催する国内の学術・教育集会および生涯教育講演会について申請のあった場合、下記の基準に従い、専門医認定委員会認定更新小委員会（以下「認定更新小委員会」という。）がクレジット認定の審議を行う。

（学術・教育集会）

2. 学術・教育集会は、次の点を審議しこれを満たしている場合、申請された学術・教育集会にクレジットを与える。
 - ① 学術・教育集会の運営母体が明確であること。
 - ② 年一回以上開催する定期的学術・教育集会であること。
 - ③ 抄録またはP r o c e e d i n gが刊行されていること。
 - ④ 特定の営利企業が主催・後援、その他の援助をしていないこと。
- 3 国際学術集会に関しては、個別に審議する。

（生涯教育講演会）

- 4 生涯教育講演会については、次の点を審議しこれを満たしている場合、申請された生涯教育講演会にクレジットを与える。
 - ① 生涯教育講演会を主催する運営母体が、神経内科学またはこれに関連する分野の教育・研究を行っている学会や研究会等であって、全国的な活動を行っている団体であること。
 - ② 毎年度、継続的に生涯教育講演会を行っていること。
 - ③ 本学会地方会または全国を対象区域として募集し受講が可能であること。
 - ④ 特定の営利企業が主催・後援、その他の援助をしていないこと。

（認定手続き）

- 5 認定更新小委員会は、本基準2、3および4によりクレジットを認定しようとするときは、理事会に承認を求めなければならない。
- 6 この基準に基づきクレジットの認定を受けようとする学会・研究会等は、実施計画書および予算書を添付し、クレジット認定申請書を本学会に提出しなければならない。
- 7 認定更新小委員会は、上記の条件を満たさなくなった学術・教育集会および生涯教育講演会のクレジットの認定を取り下げる。
- 8 この基準の改正は、専門医認定委員会の審議を経たうえで、理事会の承認を要する。

附則

この基準は、平成25年4月13日から施行する。